

【 医療機関、助産所 各位 】

妊婦一般健康診査県外受診費の助成について（依頼）

津市健康福祉部健康づくり課

津市では、妊婦一般健康診査県外受診費の助成を実施しています。

健診に関する留意事項は下記のとおりですので、御確認の上、受診の際には御配慮頂きますようお願いいたします。

記

1 健診に際してのお願い

(1) 妊婦一般健康診査結果票について

津市が交付している「母子保健のしおり」中の妊婦一般健康診査結果票（以下「結果票」といいます。）で、該当する結果票を使用していただき、健診結果の記載をお願いいたします。

結果票は、A、B、C、D票の4枚組の複写式になっています。

A票とB票は受診者の助成申請用として、C票は医療機関、助産所の控え用として、D票は受診者の控え用（母子健康手帳貼付用）としてください。

(2) 助成金額について

助成金額の上限額は三重県内市町で統一しており、検査項目ごとの助成金相当額は健診内容（検査項目）によって異なりますので、裏面の「妊婦一般健康診査県外受診費助成金額表」を御確認ください。

(3) 健診に係る費用について

健診費用は、受診者から全額徴収してください。

受診者が助成申請をする際に、結果票の内容と共に、受診者が支払った健診費の金額を確認しますので、受診者に領収書および明細書を発行してください。

(4) 検査項目の省略又は追加について

健診の際、各結果票の検査項目を一部省略した場合は、当該検査項目の診療点数を基に算定し、助成金相当額を差し引いた金額により助成します。

また、結果票に記載された検査項目以外の検査項目を追加した場合は、当該検査項目については助成の対象とはなりません。

受診者には何回目の結果票を使用するのかを確認の上、検査項目について十分に説明し、受診者の同意を得て健診をしていただきますようお願いいたします。

多胎妊婦健診追加分については、1～14回分全てを使用した後、最大で5回まで使用できます。各結果票の検査項目を全て実施した場合のみ助成の対象となりますので、記載もれがないかご確認ください。各回の助成上限金額は一律5,000円です。

2 結果票の記載漏れに係るお願い

結果票に記載漏れがある場合は、助成金額の算定ができない場合があるため、記載漏れがないよう確認をお願いいたします。記載漏れがあった場合は、受診者の了解を得て、医療機関、助産所に記載漏れに係る健診内容を問い合わせる場合がありますので、御協力をお願いいたします。

3 問い合わせ先

健診について、御不明な点は下記の保健センターまでお問い合わせください。

中央保健センター	059-229-3164	〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号 (津リージョンプラザ 1 階)
久居保健センター	059-255-8864	〒514-1192 津市久居新町 3006 番地 (ポルタひさい 1 階)

妊婦一般健康診査県外受診費助成金額表 (令和 4 年度)

【医療機関で受診した場合】

回数	助成金額の上限額	検査項目	診療点数
1 回目	24,070円	問診及び診察、血圧・体重測定 尿化学検査 妊婦初回血液検査 子宮頸がん検診 (細胞診) 超音波検査 指導料	293 点 26 点 1088 点 340 点 530 点 130 点
6 回目	17,170円	問診及び診察、血圧・体重測定 尿化学検査 血液検査 (血算、血糖) 超音波検査 HTLV-1 抗体検査 性器クラミジア検査 指導料	78 点 26 点 336 点 530 点 229 点 388 点 130 点
8 回目	7,640円	問診及び診察、血圧・体重測定 尿化学検査 超音波検査 指導料	78 点 26 点 530 点 130 点
11 回目	13,050円	問診及び診察、血圧・体重測定 尿化学検査 血液検査 (血算) B 群溶血性レンサ球菌 (GBS) 超音波検査 指導料	78 点 26 点 181 点 360 点 530 点 130 点
2~5 回目 7・9・10 回目 12~14 回目	5,110円	問診及び診察、血圧・体重測定 尿化学検査 指導料	130 点 26 点 355 点
多胎健診追加分 1~5 回分	5,000円	問診及び診察、血圧・体重測定、 尿化学検査、指導料	

【助産所で受診した場合】

回数	助成金額の上限額	検査項目	診療点数
2～5回目	5, 110円	問診及び診察、血圧・体重測定	130点
7・9・10回目		尿化学検査	26点
12～14回目		指導料	355点
多胎健診追加分 1～5回分	5, 000円	問診及び診察、血圧・体重測定、 尿化学検査、指導料	